

令和8年台風第25号に伴う災害により 被災した学生の皆さまへ

(大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)

このたびの災害により被災された学生及びそのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
令和8年度後期授業料免除申請につきまして、災害救助法適用地域の世帯の学生の方は、以下3点の書類を提出していただくことにより、被災状況を考慮して授業料免除について判定いたしますので、申請期限までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出書類が期限内に発行されない場合は、学生支援課担当係 (tel : 083-933-5611・mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp) まで連絡してください。

【災害救助法適用地域】 別紙のとおり

【提出書類】

①罹災証明書

②公課証明書

③その他の必要書類 (以下HPにてご確認ください。既に後期授業料免除申請書類を提出されておられる方は、追加で罹災証明書又は公課証明書をご提出ください。後期授業料免除申請書類を提出されていない方は、申請期間内に学生支援課経済支援係までご相談ください。)

山口大学HP>在学生の方>学生生活の手引き>各種手続き (入学料、授業料、奨学金、証明書等)
>入学料・授業料>山口大学独自の入学料・授業料免除>授業料の免除>令和8年度後期山口大学授業料免除申請のしおり

【対象者】 災害救助法適用地域の世帯の学生 (大学院生及び2020年4月より前に入学した学部学生)
※災害救助法の適用を受けない地域で同等の災害に遭った世帯の学生、災害救助法の適用を受ける地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生も含まれます。

【申請期間】 令和8年9月28日 (月) ~ 10月2日 (金) 9:00~17:00

【申請場所】 (吉田地区) 学生支援課経済支援係
(小串地区) 医学部学務課教育・学生支援係
(常盤地区) 常盤キャンパス学部事務部学生係

また、日本学生支援機構の奨学金については、緊急採用の募集がありますので、詳細はHPにてご確認ください。

山口大学HP>在学生の方>生活支援>学生生活の手引き>各種手続き (入学料、授業料、奨学金、証明書等)>奨学金>日本学生支援機構奨学金 (各種申請・手続き・詳細はこちらから)
> 災害等に関する支援等

山口大学学生支援課経済支援係

T E L : 083-933-5611 (授業料免除に関すること)

T E L : 083-933-5165 (奨学金に関すること)

e-mail : ga113@yamaguchi-u.ac.jp

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害による災害救助法第 1 条第 1 項第 4 号による災害救助法
適用地域

千葉県	法適用日：令和 8 年 9 月 20 日
銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、 長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	

東京都	法適用日：令和 8 年 9 月 21 日
大島町	